

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 16 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	マスタセツビコウギョウカブシキガイシャ 増田設備工業株式会社
	住所	奈良県天理市中町64番地
	フリガナ 代表者氏名	ダイヒョウリシマリヤク マスタ タカノブ 代表取締役 増田 崇伸
	電話番号	0743-64-0009
	FAX番号	0743-64-2059
	メールアドレス	<a href="mailto:takanobu@gaea.ocn.ne.jp">takanobu@gaea.ocn.ne.jp</a>



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 9 年 6 月 16 日

届出者

氏名又は名称 増田設備工業株式会社  
住 所 奈良県天理市中町64番地

代表者氏名 代表取締役 増田 崇伸



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マスダセツビコウギョウ 増田設備工業株式会社		
住 所	奈良県天理市中町64番地		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク マスダ タカノブ 代表取締役 増田 崇伸		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名	取締役 増田 安男	取締役 増田 暁美	年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 6 月 20 日

申請者

氏名又は名称 増田設備工業株式会社  
住 所 奈良県天理市中町64番地  
代表者氏名 代表取締役 増田 崇伸



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県天理市中町64番地  
増田設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-006731	
商号	株式会社増田鉄工所	
	増田設備工業株式会社	昭和56年 5月31日変更
本店	奈良県天理市中町64番地	
公告をする方法	奈良市に於て発行する大和タイムスに掲載して する	
会社成立の年月日	昭和32年9月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械器具設置工事の設計、施工および機械器具設置工事に関連するメンテナンス業務</li> <li>2. 上下水道工事の設計施工、衛生浄化設備工事業</li> <li>3. 給水、排水設備機器の販売及び設置</li> <li>4. 管工事業、冷暖房設備工事業、空調設備工事業、ガス配管工事業、水道施設工事業</li> <li>5. 消防施設工事業、消火栓設備工事業</li> <li>6. 土木工事業、石工事業、舗装工事業</li> <li>7. 上記各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成22年 9月11日変更      平成22年 9月15日登記</p>	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4000株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 6月 1日設定      平成18年 7月20日登記</p>	
役員に関する事項	取締役	増田彦治

奈良県天理市中町 6 4 番地  
増田設備工業株式会社

	取締役 増田 崇伸	平成30年 6月 3日重任 平成30年 6月14日登記
	取締役 増田 暁美	平成30年 6月 3日重任 平成30年 6月14日登記
	奈良県天理市中町 6 4 ・ 6 5 番地 代表取締役 増田 崇伸	平成30年 6月 3日重任 平成30年 6月14日登記
	監査役 増田 信子	平成30年 6月 3日重任 平成30年 6月14日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成30年 6月14日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 3月22日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 4月22日

奈良地方法務局  
登記官

山 本 秀 樹

